



家庭用

2 カ月あたり 1,380 円が料金免除

業務用

口径別のため、ホームページで確認してください

※下水道使用料は減額されません。

対象となる期間および請求月			
対象地区	減免される請求月		
北条 富田 賀茂	11 月 検針：10 月中～下旬	1 月 検針：12 月中～下旬	3 月 検針：2 月中～下旬
	納入通知書発送：6 日～8 日 口座振替日：25 日	納入通知書発送：8 日～10 日 口座振替日：27 日	納入通知書発送：10 日～12 日 口座振替日：25 日
下里 九会 富合 多加野 西在田 在田	12 月 検針：11 月中～下旬	2 月 検針：1 月中～下旬	4 月 検針：3 月中～下旬
	納入通知書発送：9 日～11 日 口座振替日：25 日	納入通知書発送：5 日～7 日 口座振替日：25 日	納入通知書発送：9 日～11 日 口座振替日：25 日

※期間中に開閉栓があった場合、上記と異なることがあります。

お知らせ

水道基本料金6カ月間免除

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受ける市民・事業者などの生活や経済活動を支援するため、水道の基本料金を10月検針分から3月検針分の6カ月間免除します。

対象 家庭用・業務用（官公庁は除く）・公会堂用

手続き 不要（自動的に免除）

問合先 上下水道お客さまセンター

☎ 8795



水道料金表はこちら

国民健康保険・後期高齢者医療保険の方へ

「資格確認書」「資格情報のお知らせ」送付

- 1 国民健康保険の方

12月2日以降、保険証の有効期限を迎える前に「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を特定記録郵便（ポスト投函）で送付します。
- 2 後期高齢者医療保険の方

12月2日以降、新たに後期高齢者医療保険に加入される方など（左記参照）に、マイナ保険証の保有状況に関わらず、「資格確認書」を特定記録郵便（ポスト投函）で送付します。
- 問合先 国民健康保険の方

☎ 8721
- 後期高齢者医療保険の方

☎ 8796
- 〇12月2日以降も健康保険証は有効期限（最長令和7年7月31日）まで使用できます。

〇保険異動・転居などの届けはお早めにお願います。

届くもの	
国民健康保険	資格確認書 ＜対象者＞ マイナ保険証をお持ちでない方 ※1
	資格情報のお知らせ ＜対象者＞ マイナ保険証をお持ちの方
後期高齢者医療保険	資格確認書 ＜対象者＞ ・12月2日以降 75 歳の誕生日を迎える方 ・券面情報に変更が生じた方 ・保険証の有効期限を迎える方 ※後期高齢者医療保険に加入されている方には「資格情報のお知らせ」は交付しません。

※1 以下の方は、マイナンバーカードをお持ちでも、申請なしで「資格確認書」が届きます。

- ・マイナンバーカードを取得しているが保険証利用登録をしていない方
- ・マイナンバーカードの保険証利用登録を解除した方
- ・マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限が切れている方
- ・マイナンバーカードを返納した方
- ・DV 被害者などでマイナポータルや医療機関などで情報の閲覧ができない設定をされている方

お知らせ

原油価格高騰対策支援金

加西市では、原油価格の高騰による影響を受け経営環境が悪化している中小企業者などに対し支援金を交付します。

申請期限	令和7年2月28日（金）まで ※申請額が予算額に達し次第、受付終了
主な交付要件	・申請日現在、市内に事業所を有し、事業を継続している中小企業者など ・市内で事業を継続する意思を有すること ・事業（営業等、農業、不動産）が主たる収入であること ・令和6年10月1日時点で1年以上事業を営んでいること
支援対象経費	令和6年1月から同年12月までに市内の事業所において業務を行う上で使用した光熱費（電気代、ガス代）および燃料費（ガソリン代、軽油代、重油代、灯油代、混合油代）のうち任意の3カ月の合計額 ※消費税および地方消費税を除いた額
支援金の額	支援対象経費の20%（1,000円未満切捨て） ※1事業者につき上限30万円
申請方法など	申請書類、申請方法など詳細はQRコードからご確認ください。
問合先	産業課☎ 8740

お知らせ

児童扶養手当が拡充

ひとり親家庭などの生活の安定と自立促進のため、令和6年11月分（令和7年1月支払い）から第3子以降の加算額が拡充され、所得制限限度額が引き上げられます。

手続き 手当を受けるには、子育て支援課（市役所1階10番窓口）で手続きの必要があります。

問合先 子育て支援課
☎ 8709



- 1 第3子以降の児童に係る加算額の引き上げ

第3子以降の児童に係る加算額が引き上がり、第2子と同様の加算額（5380～1万750円）になります。
- 2 受給者本人の所得制限限度額が引き上がります

受給資格者本人の所得により全部または一部の額が支給停止であった方は、支給額が上がる場合があります。

用語の解説

資格確認書

保険証に代わるものです。
資格確認書で従来通り受診することができます。

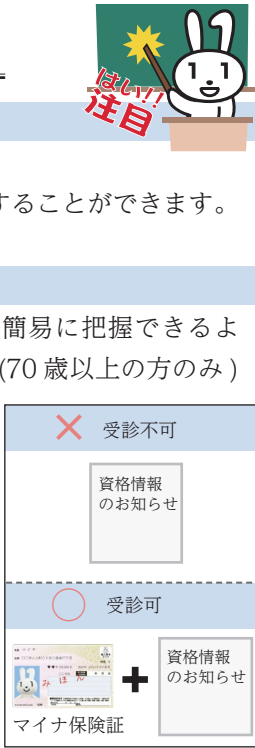
資格情報のお知らせ

自身の被保険者資格などを簡易に把握できるよう、被保険者番号や負担割合（70歳以上の方のみ）を記載したものです。

※注意事項

・「資格情報のお知らせ」のみで受診することはできません。
マイナ保険証が読取できない場合などに、マイナ保険証とともに提示すると、受診できます。

・マイナ保険証の利用が困難な方（要介護の高齢者、障がいをお持ちの方など）は申請により資格確認書の交付を行います。（代理申請・郵送可）



下記書類をお持ちの方へ

医療機関で提示する書類の取り扱い		現行の保険証で受診	マイナ保険証で受診	資格確認書で受診
国民健康保険	〇限度額適用・標準負担額減額認定証 〇限度額適用認定証	要	不要	要
	〇特定疾病療養受療証	要	不要（※）	要
	〇福祉医療費受給者証（★）	要	要	
	〇公費負担医療受給者証（自立支援医療・指定難病など）	要	要	
後期高齢者医療保険	〇限度額適用・標準負担額減額認定証 〇限度額適用認定証	要	不要	不要（※）
	〇特定疾病療養受療証	要	不要（※）	要
	〇福祉医療費受給者証（★）	要	要	
	〇公費負担医療受給者証（自立支援医療・指定難病など）	要	要	

（★）福祉医療費受給者証（乳幼児等・子ども・母子家庭等・高齢期移行・高齢）重度障害者）
（※）申請により提示が不要になります。